

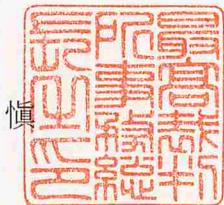
最高裁秘書第2465号

令和2年10月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、神戸地方裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示に関する事項は、別途神戸地方裁判所から通知されます。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

宮崎英一神戸地裁所長の就任記者会見関係文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問）

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年9月12日付け（同月13日受付）

2 答申番号

令和2年度（情）答申第13号

3 判断及びその理由

(1) 「宮崎所長就任記者会見実施要領」について

原判断において不開示とした部分のうち2丁目23行目27文字目から24行目最終文字までの部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以

下「法」という。) 第5条第6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、当該部分を不開示とした原判断は相当である。

一方、2丁目23行目1文字目から26文字目までの部分は、法第5条第6号に規定する不開示情報に相当するとは認められないと判断し、開示することとした。

(2) 「代表質問事項」について

原判断において不開示とした部分は、法第5条第6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、当該部分を不開示とした原判断は相当である。